

小・中・義務教育学校における空調設備整備事業について**【本市の空調設備整備事業の概要について】**

- 整備期間 平成30年度～平成31年度末（予定）

- 整備学校 小学校41校のうち39校、中学校14校のうち12校、義務教育学校3校
※他工事併用整備校（小2校、中2校）は交付金の対象外

- 整備内容 普通教室 654室
小学校 517教室、中学校 106教室、義務教育学校 31教室
※特別教室については、次年度以降検討する。

- 総事業費 : 2,196,561千円

【交付金の制度概要について】

- 交付金の名称
冷房設備対応臨時特例交付金
- 制度の趣旨
災害ともいえる今年の猛暑を受け、児童生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として各学級に冷房設備を整備する。（約800億円）
- 新制度の概要
 1. 交付金算定割合 : 1/3
 2. 交付金算定範囲 : 下限額 400万円以上、上限額 2億円（1校あたり）
 3. 地方財政措置 : 起債（学校教育施設等整備事業費）充当率 100%
元利償還金の交付税算入率 60%
※実質地方負担 約26.7%
 4. 国庫補助の年限 : 平成30年度補正予算限り
 5. その他特記事項 : 普通教室の整備を優先とする。